

氷見市中東情勢特別対策枠保証料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市中東情勢特別対策枠保証料補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中東情勢特別対策枠 富山県が、中東情勢の混迷の影響を受ける中小企業者等の資金繰りを支援するため、県制度融資「経済変動対策緊急融資」を拡充して創設した融資枠であって、保証料率を2分の1に引き下げて令和9年3月31日まで取り扱うものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。
- (3) 主たる事業所の所在地 「法人税確定申告書別表第一」に記載された納税地、「所得税の青色申告決算書」又は「所得税の収支内訳書」に記載された事業所所在地をいう。
- (4) 信用保証料率 富山県信用保証協会が中東情勢特別対策枠の申込みを承諾し、信用保証料を算定するときに定めた信用保証料率をいう。
- (5) 分割係数 富山県信用保証協会が中東情勢特別対策枠の申込みを承諾し、信用保証料を算定するときに定めた分割係数をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、中東情勢の混迷の影響を受ける市内の中小企業者等の資金繰りを支援し、もって事業の継続及び雇用の維持を図り本市の商工業を振興するため、中東情勢特別対策枠を利用して融資を受けた者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付を受けることができる者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中東情勢特別対策枠を利用して融資を受けた者であること。
- (2) 市内に主たる事業所の所在地を有する個人事業主又は中小企業者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 個人事業主にあつては、市内に居住し、本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている者であること。
 - イ 法人にあつては、市内を本店所在地とした法人登記が行われていること。
- (4) 氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団でない者又は同条第2号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者であること。
- (5) 市税を滞納していない者であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、融資を受ける際に富山県信用保証協会に支払った保証料に相当する額とする。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、氷見市中東情勢特別対策枠保証料補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に次に掲げる必要書類を添えて、融資実行日から2月を経過する日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼市税納付状況確認書（様式第2号）

(2) 信用保証書の写し

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定するとともに額を確定し、申請者に通知するものとする。

(調査)

第8条 市長は、補助金に関し必要があると認めたときは、申請者に対し、関係帳簿等の提出を求めるものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、補助金を受けた者が最終返済期日前に完済した場合又は保証条件の変更により富山県信用保証協会からの返戻保証料が生じたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。